

# 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人京都府社会福祉事業団

女性が各自の個性と能力を十分に発揮し、職業生活における活躍を推進するため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 2019年4月1日～2021年3月31日

## 2 内容

目標1 正規(プロパー)職員における管理職及び役付職員に占める女性職員の割合を次のとおりとする。

管理職40% 役付職員55%

<対策>

2019年4月～

- 意欲、能力のある女性職員を管理職、役付職員に積極的に登用する。
- 階層別研修、人事考課制度、OJTを通じて指導力のある人材の育成を図る。

目標2 仕事と家庭の両立を支援するための職場環境の整備と啓発

<対策>

2019年4月～

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に則り、取組を推進する。